京都市企業立地促進プロジェクト首都圏PR業務 募集要項

※ 本公告は、令和5年度予算の議決を前提に実施するものであり、本業務に係る予算が成立しないときは、本公告は無効とする。この場合において、本業務のために行った準備行為等に係る 費用が既に発生していても、受託候補者は、その費用を京都市に請求することはできない。

1 委託業務名称

京都市企業立地促進プロジェクト首都圏PR業務

2 契約期間

契約締結の日から令和5年6月30日(金)まで

3 契約金額の上限

1,500,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

4 業務内容

本市が推進する京都市企業立地促進プロジェクト (別紙)参照) について、都市計画の見直しと連動した企業立地支援の目玉である「オフィス・ラボ誘導エリアにおける立地促進」の取組をはじめ、本市の令和5年度以降の企業立地促進の取組を、首都圏のオフィスビル・ラボ建設に関係する企業等を対象に集中的にPRを行うことで、同エリアへのオフィスビル・ラボ等の誘導や企業立地の促進を図るためのセミナーを開催する。

※ 詳細は「業務委託仕様書」参照

5 応募資格

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていること。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること、あるいは、京都市競争 入札等取扱要綱第2条第1項の各号に掲げる資格を有する者であること。

【参考】京都市競争入札等取扱要綱(一部抜粋)

(競争入札の参加者の資格)

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること
- (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市民税及び固定資産税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (4) (略)
- (5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力 団密接関係者でないこと。
- (2) 本業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (3) 本公告に係る書類提出期限の日から契約の締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱 要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 本業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有し

ていること。

- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者や政党などを推薦し支持し又は反対する目的の団体でないこと。
- (6) 共同事業体による応募にあっては、以下の資格要件を全て満たすこと。
 - ア 共同事業体の全ての構成員は、上記(1)~(5)の要件を満たすこと。
 - イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口と なるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
 - ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。
 - エ 共同事業体の全ての構成員は、別の参加者又は別の共同事業体の構成員として本公募に 応募していないこと。

6 応募手続等

(1) 募集期間

令和5年3月8日(水)から3月24日(金)午後5時まで

(2) 提出資料

資料名	部 数	備考
参加申請書【様式1】	1部	
直近の決算書	1部	
企画提案書	7部	・任意の様式で、企画案(取組方針、実施方法等)を
		1 つ以上、具体的に提案すること
		・取組体制や実施スケジュールを記載すること
見積書	7部	
会社案内	7部	
業務実績調書【様式2】	7部	・本業務に類似又は関連する業務を受託又は自ら実
		施した実績がある場合は、実績について記載するこ
		と(最大5件まで/各7部提出)
共同事業体の協定書	7部	共同事業の場合は、代表者名と構成員名を記載する
(該当する場合のみ)		こと

- ※ 部数が7部のものは、正本1部と複写6部でよい。
- ※ 本市の競争入札参加有資格者でない者は、以下の書類を提出すること。なお、納税 証明書(京都市税)及び調査同意書(水道料金・下水道使用料)については、本市内に 事業所等を有さない者は提出不要とする。

資料名	部 数	備考
登記簿謄本 (履歴事項全部証明)	1 部	申請日前3箇月以内に発
印鑑証明書	1 部	行の原本 (写し不可)
納税証明書(国税等、京都市税)	各1部	
調査同意書(水道料金・下水道使用料)【様式3】	1部	
使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届【様式4】	1部	
誓約書【様式5】	1部	

(3) 応募方法

ア 提出資料等の提出期限及び提出先

提出期限:令和5年3月24日(金)午後5時まで(必着)

提出方法:持参(平日午前9時~午後5時)又は郵送(書留郵便に限る。)

提出先:京都市産業観光局企業誘致推進室(担当:西村、高木)

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話:075-222-4239/電子メール:kigyoyc@city.kyoto.lg.jp

イ 仕様書等に関する質疑応答

質 問 方 法:電子メールのみとする (様式不問)。件名は、「京都市企業立地促進プロ

ジェクト首都圏PR業務に関する質問」とすること。

質 問 期 限:令和5年3月15日(水)午後5時まで(必着)

質問への回答:全ての質問及び回答については、京都市情報館の入札・公募型プロポー

ザル情報内の産業観光局ページにおいて掲載する(令和5年3月20日

(月)予定)。

7 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提案の審査は提出された企画提案書に基づいて受託候補者選定委員会が行い、選定する。 審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。 なお、必要に応じて企画提 案書提出事業者には、企画提案に係る説明を求める場合がある。その場合には、企画提案書 提出事業者に別途通知する。

(2) 審查基準

ア 審査に当たっては、以下に掲げる評価項目に基づき評価する。

評価項目	評価の着眼点			
実施内容	提案力・企画力	・仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか	20 点	
		・京都市企業立地促進プロジェクトの内容を十分		
		に踏まえた提案となっているか		
		・対象に対して効果的に情報を発信できているか		
	集客力・発信力	・セミナーの対象者を集客する方法や独自に集客	20 点	
		する目標数が具体的に提案されているか		
		・メディアを効果的に集客できる手法が提案され		
		ているか		
	独自提案	仕様書の趣旨・目的に適した独自の提案があるか	10 点	
実現性	実施体制	・業務内容に応じた適正な実施体制(責任者、人	20 点	
		員、役割分担等)になっているか		
		・業務経験者が配置されているか		
	スケジュール	・実現可能なスケジュールとなっているか	10 点	
		・円滑に進めるための適切なスケジュール・方法が		
		提案されているか		
事業実績	本業務に類似又は関連する業務を受託又は自ら実施した実績がある			
	等、本業務を完遂させることが見込めるか			
価格点	満点 (10 点) × (提案価格のうち最低価格/自社の提案価格)			
合 計				

- イ 9(1)に記載の失格者を除いた者のうち、審査員の評価の合計点が最も高い者を契約相手 方の候補者として選定する。
- ウ 審査員の評価の最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手 方の候補者として選定する。なお、金額が同額の場合、当該者は当初提案の金額の範囲内 で見積書を再作成し、再提出された金額が最も安価な者を契約の相手方として選定する。
- エ 参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。
- オ 上記にかかわらず、審査員の平均点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。
- (3) 決定

審査結果を踏まえて、本市が受託候補者を決定する。

(4) 通知

委託候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

(5) 公表

選定結果通知日翌営業日以降に、選定結果、参加した事業者及び評価点を公表するものとする。ただし、審査内容については公表しない。

(6) 契約

ア 契約交渉の相手方に選定された者と本市との間で、委託内容や経費等について詳細を 調整の上、委託契約を締結する。また、契約に関する費用(収入印紙代を含む)は、選定

された者の負担とする。

- イ 契約代金の支払いについては、精算払とする。
- ウ 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載 した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

8 スケジュール

令和5年3月 8日(水) 公募開始

15日(水) 質問提出期限(午後5時まで)

20日(月)まで 質問に対する回答

24日(金) 各種必要書類の提出期限(午後5時まで)

30日(木)まで 企画提案の審査

31日(金) 受託候補者の決定・通知

9 注意事項

- (1) 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。
 - ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - イ 提出に関する条件に違反した場合
 - ウ 見積書の金額が3の契約金額の上限を超える場合
 - エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - オ 評価に関わる者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (2) その他
 - ア 本業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施 のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
 - イ 本業務の中止、委託業務内容の変更又は履行期間の変更を行う場合がある。
 - ウ プロポーザル参加に要する一切の費用 (提出書類作成費、交通費等) は、事業者負担と する。
 - エ 提出された応募書類は返却しない。
 - オ 応募書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

10 報告書の提出

業務終了後、業務完了報告書を提出すること (様式不問)。